

「老後破産」のきっかけとなるのは、病気やケガなど、高齢になれば誰にでも起こり得る事態だ。とりわけひとり暮らしで支えてくれる家族がいない場合、医療費や介護費用は重い負担となる。まだ身体の無理がきくうちには、できるだけ我慢して病院へ行かなかったとしても、いずれ重症化したり、寝たきりになったりして、訪問介護や医療を受けなければ暮らしていけなくなる。その費用を自力で負担できない場合、生活保護を受けることになる。そうした追いつめられた状況にありながら、**年金だけでギリギリの生活を続けている状況を「老後破産」と位置づけたのだ。**

10万円の年金収入があれば、元気なうちはひとり暮らしを何とか維持することができる。しかし、手術が必要な病気になったり、ケガで入院が必要になったりすれば——たとえ預金があっても、それを取り崩していけば——いずれ「老後破産」に陥ってしまう。

自

治体によって差はあるが、**単身者に支給される生活保護費は、月額13万円前後。**収入がこれを下回る場合、差額を生活保護費として受け取る権利がある。しかも、**生活保護を受ければ、医療費や介護費用は無償**となる。つまり安心して病院に行けることになるのだ。

しかし、実際に生活保護を受けている高齢者の割合は10%程度で、ほとんどの人は生活保護に頼らずに年金収入だけで切り詰めた生活を送っている。「身体の不調があっても、我慢できるうちは病院に行かない」と、医療費まで節約している人も少なくない。

さらに大きな矛盾を感じるのは、自宅を所有している高齢者が生活保護を受けにくい現実だ。一生懸命働いて、ようやく手に入れた思い出の家を手放したくないという人は、**自宅を売却して生活費に充てた後でなければ、原則として生活保護を受けられない。**

田代さんは、白髪がフサフサとしていて、細身、歩くのも速く、一見、80歳過ぎには見えないほど若々しい。お酒落が好きなのか、緑色のパーカーにジーンズがとても似合っていた。しかし、話を聞くうちに「**細身**」なのは、**食事を切り詰めているから**だと知って、まず、驚いた。2か月に1度の年金支給日の前になると、いつも**食べる物を買うお金もなくなる**ほど厳しい生活を送っているというのだ。

「次の年金支給日はあと数日後でしょ。だから、今は、ほとんどお金がなくなってしまって。買い置きしてあった冷麦を少しずつ食べているんですよ」

見せてくれたのは、2束100円ほどの乾麺の冷麦だった。

田代さんの収入は、年金が月額 10 万円ほど。家賃は 6 万円なので残り 4 万円で生活している。光熱費などの公共料金に加え、保険料などを支払うと、手元には生活費が 2 万円しか残らない。家賃が重くのしかかっているが、余裕のない生活で貯金もできず、引越し費用も手元にないため、お手上げの状態だ。

〈田代さんの収支〉

●収入（月額）

国民年金＋厚生年金＝10 万円

●支出（月額）

家賃＋生活費など＝6 万円＋4 万円＝10 万円

残高 0 円

田代さんを担当していた港区の相談員、松田綾子さんは社会福祉士の資格を持つ物腰の柔らかい女性だった。

「ひとりで訪問していて、大変な目に遭うこともあるのですか」

松田さんは笑顔を絶やさず、苦労は当たり前よ、と答えながら経験談を話してくれた。

「玄関先でいきなり、帰れ、と怒鳴られることだって珍しくないんですよ。もう慣れてしまいました」

港区では、支援する対象となる独居高齢者 6 千人に対して相談員は 11 人。全てを訪問することは難しいため、経済的に困窮している世帯など、200 世帯に絞って繰り返し訪問活動を行っている。1 度の訪問では追い返されることも日常茶飯事で、何度も通い続けなければ、本当に困っていることなどを打ち明けてくれないと言う。

「貧乏の何が辛いってね、それは周りの友だちがみんないなくなっちゃうことなんですよ。どこかに行こう、何かしようといってもお金がかかるでしょ。それがないために、断らなければいけない。そのうちに、誘われないようにしようとする。それが辛いんですよ」

居酒屋が倒産した後、預金も使い果たし、年金だけでは食べていくことで精一杯になった。しかし、お金がないことを周囲に悟られたくなかった。かつて対等に付き合い合っていた友人に同情されたくなかったからだ。

次第に友人たちとの旅行や食事会を断るようになった。誘われる度に断っていると、次第に断ることさえ辛くなった。すると、誘われないようにしようと、友人たちと顔を合わせる機会を避けるようになった。そのうち、誰からも誘いがなくなったのだという。

独居高齢者で経済的に苦しい人の中には、**配偶者を亡くした後に年金がひとり分減ったことで追いつめられるパターンが多い**。夫婦2人分の年金で維持してきた生活が、突然、ひとり分に減り、生活を維持しきれなくなるためだ。

菊池さんも、3年前の夫の死が困窮のきっかけだった。

夫の生前は2人で13万円ほどの年金で暮らしてきたが、今は、自分の国民年金と夫の遺族年金、あわせて毎月8万円ほどの収入で生活している。自営業で工務店を営んできた夫を手伝ってきたが、専業主婦だったため厚生年金はない。

8万円の収入から家賃や生活費、介護サービス費用などを支払うと毎月3万円前後の赤字が出る。菊池さんは、赤字を埋めるために預金を取り崩して介護利用料などを払っているが、こうして預金で赤字を埋めながら暮らしているというのは、年金が少ない高齢者に多いケースだ。預金がなくなれば、今でさえギリギリの生活費や介護サービス科をさらに切り詰めなければならなくなる。

<菊池さんの収支>

●収入（月額）

国民年金＋遺族年金＝8万円

●支出（月額）

家賃（都営団地）＝1万円

生活費など＝7万円

介護費用＝3万円

残高 －3万円

菊池さんだけでなく、先にどちらかが亡くなり、ひとり暮らしになった途端、「老後破産」状態になったというケースは少なくない。同居する家族がいなくなれば、逆に介護サービスなどは増やさざるを得ないことも多く、収入が減っても、支出が増えるため、ますます厳しい状況に陥るのだ。

「夫婦が同居していても、いつかはひとりになる」

当たり前のことだ。現在も夫婦や親子、兄弟など高齢者同士で暮らしている世帯は1千万世帯を超える。そうした人たちも、やがて、どちらかひとりが残される。その時、「頼れるお金」と「頼れる人」がなければ——「老後破産」のリスクを抱えることになるのだ。

介護認定は原則として**1年に1回審査**を行うことになっている。ひとりで歩けるのか、日常のことがどの程度できるのか、認知症はあるのか、などを総合的に判断して要介護1から要介護5までのどの段階にあるかについて、5段階に認定される。菊池さんは、現状では、要介護「2」——すなわち一番、サービスが少なくてすむ「1」の次の段階——だが、ケアマネジャーは要介護「3」、つまり1段階、重い症状の程度に見直しをしようと考えていた。

要介護3になれば介護サービスを使える枠も増えるが、基本料は高くなり、サービ

スが増える分、負担も重くなる。そうなるとう負担しきれなくなり、一気に「老後破産」に追い込まれる可能性もある。しかし、もし認定が見直されず、要介護2のままであれば、サービスが不十分で、安心して在宅生活を続けることは難しくなるだろう。

現在の国民年金は満額でも月額およそ6万5千円。生活保護制度で単身高齢者に支給される生活保護費が13万円前後であることと比べれば、憲法で認められた水準以下ということになる。

「高齢者は、家を持っているから生活保護水準と同列に見られない」
そう反論する人もあろう。しかし、生活保護制度では、家賃などに対する「住宅扶助」と生活費などに対する「生活扶助」に分けて補填する仕組みもある。都市部では、生活扶助の金額は、月額およそ8万円前後であるため、国民年金は満額でもそれを下回ることになる。つまり、国民年金だけで暮らしている人は、預金などの資産がなければ生活保護を受ける権利を持っていることになるのだ。

〈川西さんの収支〉

●収入（月額）

国民年金＝6万円

●支出（月額）

光熱費や電話代などの公共料金＝1万円

生活費（食費など）＝5万5千円

医療費（通院費用含む）と各種保険料＝1万5千円

介護サービス＝5千円

残高 －2万5千円

魚を焼いているコンロのすぐ下に、小さな炊飯器が置いてあった。保温を示すオレンジのランプがついている。お米は、1日分、まとめて炊いているのだろう。ものの5分ほどで夕食が完成した。

【焼き鯖（1切れ60円）・ご飯・インスタントの中華スープ（1袋5円）】

1食分、100円ほどに食費を切り詰めているが、それでも赤字だという。

そうした高齢者の駆け込み寺となっているのが、全国各地にある無料低額診療所だ。年収の分かる税金の書類などを提示すれば、医療費が免除あるいは減額される診療所は、法律に基づいて設置されている。自宅に最寄りの診療所は、全日本民主医療機関連合会（民医連）のホームページなどで確認することができる。

お年寄りの多くが口々に言うのは、

「元気なうちは、何とかなる」

という言葉だ。多少の不便や不自由があっても、身体が動くうちは暮らしていける、ということも多くの人から繰り返し聞いた。しかし、身体が動かなくなると途端に「老後破産」がやってくる。

例えば、国が整備を

進めている「サービス付き高齢者向け住宅」は、渡辺さんのように自宅でのひとり暮らしが難しくなった人にも**安心して入居**してもらえる高齢者専用の賃貸住宅だ。

本当か。受け売りはやめてほしい。どこでもリスクはある。安心して、という枕詞は不要。

谷口さんの弟は、月1回やってきて、兄の身の回りの世話をしたり、公共料金の支払いなどの金銭的な支援をしている。弟は離れて暮らす兄を気にかけて、自分なりにできることをしているのだろう。

「これは私の推測ですが、恐らく弟さんに見てみたら、お兄さんが住んでいる家はもともとは2人にとっての思い出のある実家で、**谷口さんが亡くなった後は自分が相続して守っていきたい**と思っているんじゃないでしょうか」

弟が家を売ろうとしない理由を、スタッフは説明してくれた。

親族が、思い出の実家を売りにたくない、と拒否すれば、**持ち家を処分できずに生活保護を受けることもできない。**

谷口さんの場合は、親身になって通ってくれる弟がいるからこそその難しさがあったのだ。

50代でリストラされた息子は、家賃が払えなくなり、実家に戻ってきた。故郷の実家には、父親が亡くなった後、母親がひとりで暮らしていた。農村の旧家だから部屋は余っている。

しかし、**母親が息子の出戻りを喜んだのは最初だけ**。徐々に生活が苦しくなっていた。

母親の年金は、8万円余りだ。息子の再就職は決まらず、2人分の生活費を賄っていたら、赤字が続き、わずかな**貯えはすぐになくなった**。

それから半年後——本当の不幸がやってきた。息子が脳梗塞で倒れたのだ。

入院代を支払うために、親戚に頭を下げて回った母親は息子がようやく退院する頃には心労でやつれ果てていた。脳梗塞の後遺症もあって、ますます再就職が難しくなった息子は自宅に閉じこもりがちになっていった。

母親の8万円の年金だけでは、もはや生活を維持していくこともできなくなったのだ。

・・・

前述の母親と息子のケースでは、息子が老人保健施設にリハビリのために入所し、別居の形をとることになった。息子に生活保護を受けてもらって、医療費を無償にする。そして、母親は独居世帯に戻して息子の医療費などの負担をしなくても済む形をとることで、年金で暮らしていけるよう、支援をしていったのだ。

未婚の一人暮らし高齢者は、「老後破産」に陥りやすい。というのも、未婚の一人暮らし高齢者は、配偶者だけでなく、子どももいないことが考えられるので、老後を家族に頼ることが一層難しくなるためだ。

厚生年金が適用されない理由

では、なぜ「自営業者・短時間労働者グループ」には厚生年金が適用されないのか。一つの理由は、自営業者や農業従事者には定年がないため、高齢期にも自営業収入を得られると考えられてきたことがある。もう一つの理由は、被用者に比べて、自営業者や農業従事者の所得を正確に把握することが難しいことがあげられる。「クロヨン」と呼ばれるように、税務署による課税所得捕捉率は業種によって異なり、おおむね被用者 9 割・自営業者 6 割・農業従事者 4 割であるとされている。厚生年金は、所得に応じて保険料と受給額が決まるので、正確な所得の把握ができないとその適用が難しい。